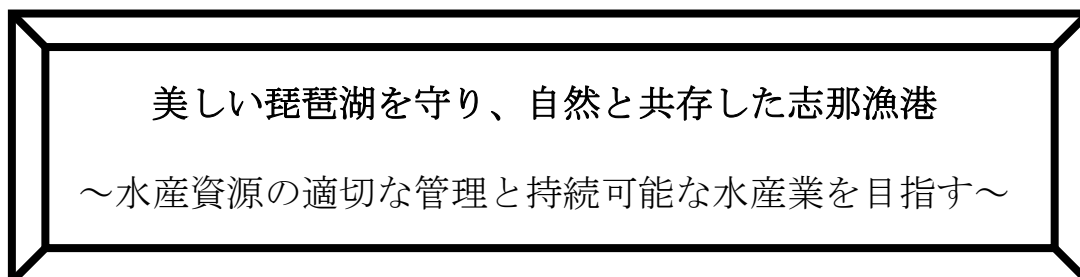


Ⅲ 事業運営に関する計画

Ⅲ－１ 施設運営の理念

運営方針等



漁港施設については、母なる湖、琵琶湖と景観をともにし、広く県民皆様に心の安らぎとゆとりを与えてくれます。

また、魚が生息する漁場環境については、琵琶湖の生態系と密接に関わり合っており、豊かな自然の恵みを与えてくれます。

漁港施設の美化に努めることにより、心の安らぎとゆとりを守るとともに、漁場環境の保全を通じて琵琶湖の豊かな生態系を守り次代に引き継ぎます。

Ⅲ－２ 職員配置

主任

施設運営に際し主任を 1 名配置し、危機管理体制に万全を期するとともに、施設利用者に支障がないような体制とする。

Ⅲ－３ 人材確保・育成

(1) 人材確保の考え方

施設運営にかかる人材については、組合員の中から適材適所に配置する。

(2) 人材育成・研修体制の考え方

自然環境や時代の流れ（新しい漁業技術など）を敏感に受け止め、取り入れることが必要であり、先進地への研修等による新技術の開拓によって組合員のスキルアップを行うとともに、琵琶湖環境に対する意識高揚を図る。

Ⅲ－４ 職員の労働条件

組合員の労働条件については、別紙の就業規則に基づき運営を行う。

なお、賃金については、組合の総会によりその額を決定するものとする。

Ⅲ－５ サービスの質の確保・向上に関する考え方

組合員および仲買人等の漁業関係者に対しては、日常の漁業活動や売買の円滑な実施のため、事務手続きの一部を請け合うとともに、漁獲量や販売高等の情報提供を行う。また、一般利用者に対しては、琵琶湖上の航行等の情報提供を行う。組合員や利用者からの意見を随時徴収し、対応可能なものは即応し、サービスの質の確保・向上に努める。

Ⅲ－６ サービスの提供内容について

魚釣りやボート目的の一般利用者が来訪した際は受付を行い、必要に応じて施設利用案内を行う。また、ボートの停泊に係る料金を徴収する。

Ⅲ－７ 危機・安全管理に関する考え方

防犯・防災への対策

漁港施設で起こりうる事故、災害については、多様なものが考えられ、また、あらかじめ想定し得ない不測の緊急事態が生じることもある。そのため、様々な危機を可能な限り想定し、対応策を講じておくことが重要である。特に、不測の危機に対しては、速やかな初動の対応が極めて重要であることから、事態の発生に際し、これに即応できる体制を整備する。

万が一、事故や災害が発生した場合は、当組合の組合長に報告するとともに、市農林水産課へ連絡し、迅速な対応に努める。

未然に防ぐための対策

施設利用者の安全を第一に考え、日ごろから事故等の災害を未然に防ぐため、施設内の巡回を行うとともに、危険個所（泊地等）には近づかないよう周知徹底を図る。

緊急時の対応

避難誘導

あらゆる場面での事故や災害を想定し、事前に避難経路を確保し、施設利用者にもわかるようにしておく。

意思疎通

緊急時には誰もが同じ行動を起こせるように、危機管理に関する考え方を統一し、組合員に周知徹底を図る。

事故等が起こった場合
最小限の被害

緊急連絡網

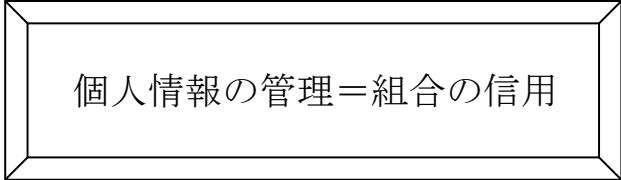
関係機関への連絡先を緊急連絡網として作成し、誰にでも一目で解るよう見やすい場所に掲示する。

簡潔な報告

緊急時においては、内容を簡潔・明瞭に伝えることが重要であることから、六何の原則(5W1H)に基づく報告ができるように組合員に周知徹底を図る。

Ⅲ－８ 個人情報保護の対策

個人情報とは、個人に関する情報であつて特定の個人が識別され、または識別され得るものをいい、近年、個人情報の漏洩がもたらす当事者への被害は計り知れないものである。このことは、個人情報を扱う側には、個人情報の管理体制が適正なものであるかが問われるものであり、当組合といたしましても、個人情報の適切な管理については、万全を期さなければならない。



個人情報の管理＝組合の信用

個人情報保護の対策

- ・ 事業の内容、規模を考慮した適切な（必要最低限）個人情報の収集・利用を行う。
- ・ 個人情報の保管については保管に適する場所に必ず保管し、利用については利用の目的、利用者を把握できる体制をとる。
- ・ 個人情報の開示については、本人または代理人に限る。

なお、本人または代理人の確認については、免許書や同意書等確認ができる書類の提出により行う。

- ・ 個人情報保護に関する法令および市条例を遵守する。

Ⅲ－９ その他の取組み

その他、特に計画している取組みはありません。